

# 石川県公報

平成 29 年 8 月 22 日  
第 13031 号 (火曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

公 告			
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	1	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	3
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	2	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	4
○土地改良区が行う土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課)	3		

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成29年8月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ野々市新庄店、ゲンキー野々市新庄店  
野々市市新庄2丁目810番ほか38筆
- 変更した事項
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) ケーズデンキ野々市新庄店  
野々市市新庄2丁目810番ほか38筆  
(変更後) ケーズデンキ野々市新庄店、ゲンキー野々市新庄店  
野々市市新庄2丁目810番ほか38筆
  - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社北越ケーズ  
代表取締役 野村 弘  
新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号  
(変更後) 株式会社北越ケーズ  
代表取締役 野村 弘  
新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号  
ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社北越ケーズ  
代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後) 株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

3 変更の年月日

平成29年8月8日

4 変更する理由

ケーズデンキ野々市新庄店の店舗敷地内に、ゲンキー株式会社が新店舗を設置することになり、建物設置者及び小売業者に変更(増加)が生じたため。

5 届出年月日

平成29年8月9日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成29年8月22日から同年12月22日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成29年12月22日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成29年8月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ野々市新庄店、ゲンキー野々市新庄店

野々市市新庄2丁目810番ほか38筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 5,392平方メートル

(変更後) 6,391平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 152台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 189台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 18台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 28台

- (4) 荷さばき施設の位置及び面積  
 (変更前) 位置 縦覧による。  
           面積 255平方メートル  
 (変更後) 位置 縦覧による。  
           面積 282平方メートル
- (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 (変更前) 位置 縦覧による。  
           容量 102立方メートル  
 (変更後) 位置 縦覧による。  
           容量 110立方メートル
- (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 午前10時から午後9時まで  
 (変更後) 午前9時から午後9時まで
- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時30分から午後9時30分  
 (変更後) 午前8時30分から午後9時30分
- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 午前9時から午後7時  
 (変更後) 午前6時から午後8時

3 変更する年月日

平成30年4月11日

4 変更する理由

ケーズデンキ野々市新庄店の店舗敷地内に、ケンキー株式会社が新店舗を設置することになったため。

5 届出年月日

平成29年8月10日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成29年8月22日から同年12月22日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成29年12月22日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区が行う土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分を行った旨の届出があった。

平成29年8月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

換地処分を行った者の名称	地区(工区)名	換地処分年月日
輪 島 市 土 地 改 良 区	市ノ瀬・山ノ上地区	平成29年7月18日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成29年8月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

志賀農業協同組合

新谷 克己

羽咋郡志賀町末吉新保向1番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
登録台帳に記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
岡 塚 忠 浩	羽咋郡志賀町稲敷ラの75	玄米、大麦、大豆、そば

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成29年8月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字津幡ニ533番1から 533番5まで、534番1から534番5まで	道路 河北郡津幡町字津幡ニ533番1、 534番1	河北郡津幡町字清水ア13番地 山崎不動産有限会社 河北郡津幡町字能瀬ウ4番地 加藤 淳